



平成 26 年 12 月 22 日

国 土 交 通 省

都 市 局

まちづくり推進課

都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業計画の認定について
((仮称) 新日比谷プロジェクト)

都市再生特別措置法第 21 条第 1 項の規定に基づき、別紙の民間都市再生事業計画について認定しました。

[参考]

国家戦略特別区域法第 8 条第 7 項の規定に基づき、内閣総理大臣による区域計画の認定があったことから、同法第 25 条の規定により、本民間都市再生事業計画について、都市再生特別措置法第 21 条第 1 項の認定があったものとみなされました。

なお、計画の認定を受けた民間事業者に対しては、都市再生特別措置法に基づく特例（都市再生緊急整備協議会における協議等）、金融・税制上の支援措置等が設けられています。

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：近藤、新川

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542、30-614)

03-5253-8127(直通)

F A X：03-5253-1589

認定民間都市再生事業計画の内容の公表

- 1. 認定した年月日 平成 26 年 12 月 19 日
- 2. 事業者の名称 三井不動産株式会社
- 3. 都市再生事業の名称 (仮称) 新日比谷プロジェクト

4. 都市再生事業の目的

本事業では、日比谷公園等と連携した帰宅困難者支援機能の整備や高効率かつ自立性の高いエネルギーシステムの導入による災害対応機能の強化、周辺の劇場等と連携した文化芸術発信機能の導入、周辺地区や地下鉄駅をつなぐ歩行者中心の都市基盤整備、ベンチャー企業育成のためのビジネス連携機能強化等のための拠点を整備する。さらに地球温暖化に配慮した緑化の推進や環境負荷低減を図る。



- 5. 事業施行期間 平成 27 年 2 月 1 日 ~ 平成 30 年 1 月 31 日
- 6. 事業区域
 - (1) 位置 従前：東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1、10 番
従後：有楽町一丁目地区土地区画整理事業施行地区内 1 街区 1 画地
 - (2) 面積 14,221 ㎡

7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築面積の 敷地面積に 対する割合
1	地下 4 階 地上 35 階 塔屋 1 階	8,691 ㎡	189,800 ㎡ (155,180 ㎡)	10,702 ㎡	1,450%	81%
2	地下 2 階 地上 2 階	958 ㎡	3,683 ㎡ (2,995 ㎡)	2,003 ㎡	150%	48%
合計		9,649 ㎡	193,483 ㎡	12,705 ㎡		

(2) 建築物構造、設備及び用途

[建築物番号 1]

- ・ 構造 鉄骨造（地上）、鉄骨鉄筋コンクリート造（地下）
- ・ 設備 電気設備、衛生設備、空調設備、地域冷暖房受入設備、昇降機設備
機械式駐車場設備
- ・ 用途 事務所、物販店舗、飲食店舗、サービス店舗、映画館、展示場、自動車車庫、
自転車駐車場、その他

[建築物番号2]

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造（地上）、鉄骨鉄筋コンクリート造（地下）
- ・ 設備 電気設備、衛生設備、空調設備、昇降機設備
- ・ 用途 物販店舗、飲食店舗、事務所、自転車駐車場

(3) 公共施設の種類・規模等

広場 4,067 m² 道路 1,516 m²

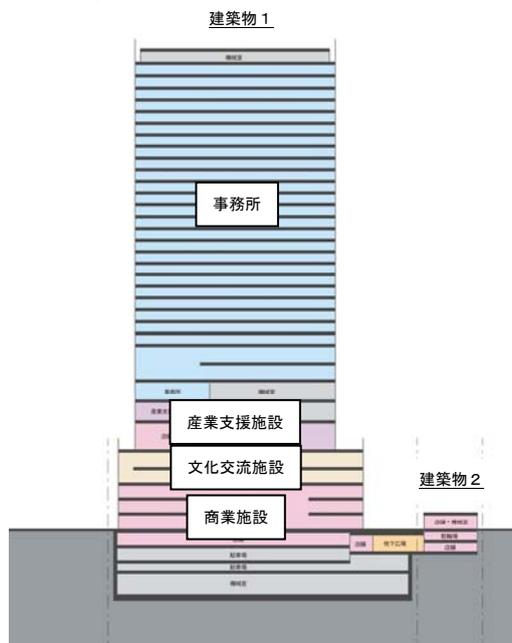
8. 事業経緯

平成 27 年 2 月 1 日 工事開始
平成 30 年 1 月 31 日 工事完了

■ 外観イメージ



■ 概要図



■ 周辺状況

